

事業所団体傷害総合保険



経営者および労務管理者の皆さまにおすすめする
任意労災補償プランの決定版



POINT 1

無記名方式で
手続きも簡略!

- ④ 賃金総額等から被保険者の人数を算出します。
- ④ 無記名方式で全員補償
保険期間中の従業員の入れ替わりも通知不要です。

POINT 3

特約でさらに
幅広い補償!

- ④ 傷害による就業不能中の所得減少や治療実費も補償
できます。
- ④ 事業主が臨時に負担された葬儀費用、救護者費用、代
替者の採用費用などの実費も補償できます。

POINT 2

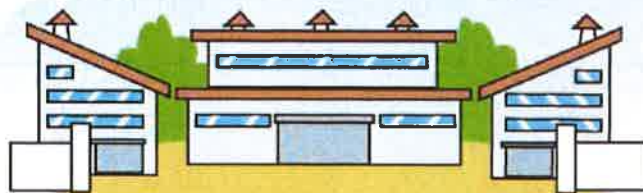
政府労災の
上乘せに最適!

- ④ 政府労災の認定を待たずにスピーディーに保険金をお支
払いします。さらに入院・通院は1日目から補償します。
- ④ 後遺障害保険金は政府労災の障害等級に合わせた支
払割合となるので、既存の福利厚生制度や災害補償規
定等にスムーズにマッチします。
- ④ 政府労災のメリット率が△30%以上で被保険者数が
20名以上の場合は、団体割引の他にさらに保険料を5%
割引できます。

POINT 4

保険料は
全額損金算入!

- ④ 貴社が従業員全員のために負担される保険料は「福利
厚生費」として全額損金算入できます。
(注) 今後の税制改正などで変更となる場合があります。詳しくは
税理士などへご相談ください。



● 仕事中のケガ

こんなとき
お役に立ちます

※ 病気は対象になりません。



● 通勤途中の交通事故

このリーフレットは、2013年10月1日以降に保険期間が開始するご契約を対象にしています。

保険料例(保険期間1年:就業中のみ補償、割引なしで試算)

		Aプラン		Bプラン	
死亡・後遺障害保険金額		1,000万円		500万円	
入院保険金日額		5,000円		5,000円	
通院保険金日額		2,500円		2,500円	
介護保険金年額		120万円		120万円	
特約	休業保険金日額	5,000円		-	
	傷害医療費用保険金額	100万円		-	
	事業主費用保険金額	300万円		-	
保険料		一時払	月払	一時払	月払
1名あたり	A級職種	18,400円	1,680円	7,110円	650円
	B級職種	34,590円	3,170円	14,010円	1,280円

※就業中のみの危険補償特約(事業主・役員付保用)を付帯しています。 ※職種については、取扱代理店または弊社にご照会ください。
 ※休業保険金支払特約は免責期間なし・てん補期間365日、傷害医療費用保険金支払特約は免責金額(自己負担額)0円です。

お支払いする保険金

被保険者(補償の対象となる方)が就業中(通勤途上を含みます。)に急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害(ケガ)に対して、以下の保険金をお支払いします。

- 死亡保険金
事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
- 後遺障害保険金
事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
- 入院保険金
事故によるケガのため、病院または診療所に入院された場合、事故発生日からその日を含めて1,000日以内の入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。
- 手術保険金
事故によるケガの治療のために、事故発生日からその日を含めて1,000日以内に病院または診療所において手術を受けた場合、次の額をお支払いします。ただし、1事故に起因する傷害について1回の手術に限り、
 ①入院中に受けた手術:入院保険金日額×10
 ②上記①以外の手術:入院保険金日額×5
- 通院保険金
事故によるケガのため、通院(病院または診療所に通い、または往診により治療を受けることをいいます。)された場合、事故発生日からその日を含めて1,000日以内の通院日数1日につき、90日を限度として通院保険金日額をお支払いします。

- 介護保険金
事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に重度の後遺障害が生じ、医師の診断により約款に規定する要介護状態と認められた場合に、事故発生日から181日目以降の要介護期間に対して、要介護状態であるかぎり、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。(要介護期間に端日数がある場合は、日割計算します。)
- 休業保険金(特約)
事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合、保険証券記載のてん補期間を限度として就業不能期間1日につき、休業保険金日額をお支払いします。ただし、1日あたりの所得額(直前の12か月間において収入を365日で除した額をいいます。)を超えては保険金をお支払いできません。
- 傷害医療費用保険金(特約)
事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合に公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代等の費用を負担した場合、保険証券記載の額を限度に、実際に負担した費用をお支払いします。
 ※公的医療保険制度または労働者災害補償制度が給付される場合は、その請求の有無にかかわらず、給付の対象となる額を差し引いて保険金をお支払いします。
- 事業主費用保険金(特約)
死亡保険金または後遺障害保険金をお支払いする場合において、法人・個人事業主が事故発生日からその日を含めて180日以内に直前に負担した以下の費用のうち、社会通念上妥当と認められる費用の総額を保険証券記載の額を限度にお支払いします。葬儀費用、香典等の葬儀に関する費用/捜索費用、移送費用等の救護者費用/事故現場の清掃費用等の復旧費用/代替者採用費用
 ※ケガをされた本人またはその遺族に支払う費用は100万円を限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者や被保険者(補償の対象となる方)または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 無免許運転、酒気帯り運転、麻薬等を使用している運転によるケガ
- 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、流産、外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ
- 地震、噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ
- 戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによるケガ
- (ご注意)「ケガ」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害をいいます。なお、傷害には有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、慢性中毒およびウイルス性急性中毒は含まれません。
- 被保険者の有言特性などによるケガ
- 山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等を含みます。)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スライディング、ハングライダー搭乗などの危険な運動によるケガ
- 自動車などの乗用車による競技、試運転等を行っている間のケガ
- 顔面神経麻痺(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを覆うに足りる医学的根拠が見えないもの
- スキューバダイビング時の減圧症 など


ご契約にあたって

- 被保険者の人数を算出するために必要な以下の確認書類をご用意ください。
 ○労働保険概算・確定保険料申告書
 - ご契約いただく企業の役員の方は、売上高・期負金額等から算出された被保険者数には含まれません。役員の方を補償の対象とされる場合は、役員の方の人数を別途加算する必要があります。
 - 保険契約締結時に把握可能な直近の経理資料に基づいて保険料を算出し、かつ、「保険料確定特約」を付帯した場合は、保険料算出の基礎資料(賃金総額等)が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしませんのでご注意ください。
- 万一事故がおこったときは
- 事故の通知:この保険で補償される事故が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または弊社に事故の内容および保険証券番号等をご連絡ください。事故発生日から30日以内にご連絡がないと、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので特にご注意ください。
 - 代理請求人制度:この保険には、高度障害状態等の事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるその被保険者の代理人がいなかったときに、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求人制度があります。

●保険料お支払いの際は、原則として弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
 このリーフレットは、「傷害総合保険」の概要をご紹介したものです。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他不明な点がありましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、詳しくは「ご契約のしおり」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合はこのリーフレットの内容を被保険者の方にもご説明いただけますようお願い申し上げます。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受付・保険契約の締結・保険料の徴収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約されたものとなります。

朝日火災海上保険株式会社
 〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地
 TEL03-3294-2111(大代表)
 ホームページアドレス <http://www.asahikasai.co.jp/>

事故受付ホットライン
事故の受付・ご相談は
 **0120-12-0555**
 受付時間:平日の午前9時~午後5時
 年末年始を除く

●お問い合わせ先